

## 【身延山 CC 利用規約】

### 第 1 条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、会員であると否を問わず、当クラブの会則、その他の取り決め約款に従って御利用いただきます。

### 第 2 条 (当ゴルフ場に係わる利用契約の成立)

- 1、当ゴルフ場を利用される方は、プレー当日、フロントにおいて所定の署名簿に署名、あるいは所定のチェックインカードにより、受付を行い、利用契約が成立するものとします。
- 2、当クラブの利用契約の内容は、当クラブの会則、その他の取り決め、及び利用約款によります。

### 第 3 条 (当ゴルフ場における利用謝絶)

当ゴルフ場は、利用者において下記の事項のいずれかに該当する事由のあるときは、利用契約の成立を謝絶、又は成立後に同契約を解除し、利用及び利用の継続を謝絶し退去いただきます。

#### 記

- 1、暴力団等反社会的勢力の構成員及びその関係者若しくは関係者に準ずると当ゴルフ場が認めたとき。
- 2、暴力行為、賭博行為等他のプレーヤーに迷惑を及ぼす行為。
- 3、その他人に迷惑を与える行為をしたとき。
- 4、公序良俗に反する行為、あるいは反する虞があるとき。
- 5、不快感を与えるような入れ墨等をした方の来場、入浴。
- 6、天災等やむを得ない事由により閉鎖するとき。
- 7、ゴルフの技術が著しく未熟であり、他の利用者に迷惑をかけたとき。
- 8、ゴルフのルール、マナー若しくはエチケットに違反し又はスロープレー等、従業員の警告を無視し改善しないとき。
- 9、当日、プレーについては、あくまでもマスター室の指示に従うこと。
- 10、小学生未満のプレーはご遠慮いただきます。
- 11、その他、当ゴルフ場を利用することが不相当であると認められる事由があるとき。